

# 東京都荒川区立原中学校PTA規約

## 第1章 名 称

第1条 本会は、荒川区立原中学校PTA（保護者と教職員の会）と称し、事務所を同校（荒川区町屋5丁目12番地6号）に置く。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、保護者と教職員が協力して民主教育を推進するとともに、学校、家庭、社会における生徒の教育充実発展と、その福祉増進をはかり、あわせて会員相互の懇親と教養を深めることを目的とする。

## 第3章 方 針

第3条 本会は、次の事項を方針とする。  
1. 本会は、教育を本旨とする民主団体として活動する。  
2. 特定の政党活動、宗教活動、営利活動を禁止する。  
3. 学校の管理、職員の人事に干渉しない。  
4. 生徒の教育、福祉のために活動する他の団体に協力する。

## 第4章 事 業

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1. 生徒の生活環境の向上をはかる。  
2. 学校と家庭との連絡を緊密にする。  
3. 会員相互の資質向上と親睦をはかる。  
4. その他本会の目的達成に必要な事業。

## 第5章 会 員

第5条 本会の会員は、本校の在学生徒の保護者（以下Pという）と、本校の教職員（以下Tという）とする。

## 第6章 役 員

第6条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長	1名（P）
副会長	4名（P3名、T1名）
書記	3名（P2名、T1名）
会計	3名（P2名、T1名）

第7条 役員は、次の方法によって選出する。  
1. 役員選考委員会を10月に発足する。  
2. 役員選考委員会は各クラスから1名選出して構成する。  
3. 役員選考委員会は全会員の中から本人の承諾を得て、会長・副会長・書記・会計を選考する。  
4. 役員選考委員会で選考された候補者は全会員に信任を得なければならない。

第8条 役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げない。  
補欠役員は、運営委員会で選び、総会の承諾を受ける。  
その任期は、前任者の残任期間とする。

## 第7章 役員の仕事

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。  
1. 会長は、本会を代表し会務を総括する。総会及び運営委員会、その他の委員会（但し、推薦委員会を除く）を招集する。  
2. 副会長は、会長を補佐し、会長不在の場合は代理を務める。  
3. 書記は、総会、運営委員会の議事を記録し会員に通知する。  
4. 会計は、本会の収支を記録し、会計監査の監査を経て総会で決算報告をする。

## 第8章 運営委員会の構成と仕事

第10条 運営委員会は、本会の役員、専門委員長（P）、専門副委員長（P、T）学年委員長（P）、学年副委員長（P、T）、校長または校長代理によって構成され、緊急事項を審議する。

## 第9章 委員会の構成と仕事

第11条 本会は、次の委員会を置き、各委員会は、本会活動の計画立案とその遂行を担当し、本会の実質運営をつかさどる。各委員会の任期はその年の1年とする。但し、再任を妨げない。  
○学年委員会      ○専門委員会

第12条 1. 学年、専門委員会は、年度始めに各学級より選出し、4部会配属する。  
2. 学年委員会は、学年所属教員とともに学年委員会を構成する。各学年委員会において委員長（P）、副委員長（P、T）を互選する。  
3. 専門委員及び教員は、下の各委員会に配属し、それぞれ互選により各専門委員長（P）、各副専門委員長（P、T）を選出する。

第13条 1. 学年委員は、学年を主体として、本会の目的達成のために活動し学年に必要な事項について協議する。  
2. 専門委員会は、次の所管事項に関して、本会の目的達成のために活動する。  
「広報委員会」 会の広報活動にあたる。  
「成人委員会」 会の文化事業を担当し、会員相互の教養と親睦をはかり、会員及び生徒の体育、厚生方面にあたる。  
「校外委員会」 校外での生徒の生活指導にあたる。

## 第10章 会 議

第14条 会議を分けて次のとおりとする。  
(1) 総 会      (2) 運営委員会      (3) 各委員会  
(4) 役員会      (5) その他の委員会

第15条 会議は、すべて会長が招集し、各会議の決議は出席者の過半数を原則とする、

第16条 定期総会は5月に開催することを原則とする。  
1. 定期総会において新役員に関する報告、ならびに年間活動計画及び収支予算決算の審議決定を行う。  
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた場合には開催することができる。  
3. 総会は、会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数を原則とする。

第17条 総会に付議する事項は、次のとおりとする。  
(1) 予算の審議 (2) 決算の承認 (3) 役員報告 (4) その他

#### 第11章 改 定

第18条 本規約の改正は、総会の承認を得て行う。

#### 第12章 会 計

第19条 1. 本会の経費は、会費その他の収入をもってあたる。  
2. 本会の資産は、第2章の目的のために使用する。  
3. 会費は、会員一家庭につき年額3,800円とし、前期2,000円後期1,800円を口座より引き落としとする。  
(PTA保険料 200円を含む)  
4. 会の運営に関する予算の立案にあたっては、役員会において予算を立案し、運営委員会の承認を経て総会に提出する。  
5. 本年度の会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

#### 第13章 監 査

第20条 1. 本会は、次の監査役を置く。会計監査は3名（P）  
2. 会計監査は、各学年より1名ずつ選出する。  
3. 会計監査は、年度末に会計の監査を行う。但し、臨時に行うこともできる。

#### 第14章 付 則

第21条 会長は、特に必要を認められた場合、運営委員会にはかり特別委員会を設けることができる。また、必要な細則を定めることができる。

第22条 本会則は、平成17年4月1日より施行する。  
本会則は、平成22年5月15日に一部改正する。  
本会則は、平成26年5月10日に一部改正する。

#### PTA慶弔規定

第1条 慶弔の対象者は次のとおりとする。  
1. 会 員 2. 在校生徒

第2条 慶弔規定  
1. 慶 事  
(1) 結婚祝金 教職員 ￥5,000  
(2) 出産祝金 教職員 ￥5,000

2. 弔 事  
(1) 会員 生徒の死亡 ￥5,000  
(2) 一親等の死亡 教職員 ￥5,000

3. 見 舞 金  
会員が火災等の災害にあった時は、被害状況により、役員、運営委員会と協議をし見舞いをする。特別の場合は役員会において、協議決定する。

第3条 転退職記念品規定  
(1) 教職員の転退職の場合  
記念品を贈る。  
(2) 運営委員退任の場合  
記念品を贈る。

第4条 この規定は平成6年7月7日より実施する。  
この規定は平成23年3月2日に一部改正する。

第5条 本規定の改正は、運営委員会において行うものとする。

#### 「PTA規約」の配布にあたり

今回、お配りしているこの「PTA規約」は、これまでホチキス止めしてお配りしていたものと同じ内容です。  
PTA業務改善（ホチキス止めも量があるので手間がかかります）、費用改善（用紙が1枚で済みました）のため、このような1枚版での配布にしてみました。  
なお、この枠内は「規約」には含まれません。なぜ形式が変わったのかと疑問に思われるか方もいるかと思いメモしました。字が小さくなってしまったことは、すみません。

2020/6/20 原中PTA